

## 【運営規定】居宅介護事業所

### 第1条(目的)

ケアプランセンター「こうこう」は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じた生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### 第2条(運営方針)

1. その利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様な事業者の提携により総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
3. 利用者の意思および人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。
4. 事業の運営に当たっては、利用者の所在する市町村・在宅介護支援センター・地域包括支援センター・他の居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。
5. 利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。

### 第3条(事業所の名称)

この事業を行う事業所の名称は「ケアプランセンターこうこう」(以下「事業所」と称する。

### 第4条(事業所の設置)

事業所は、茨城県土浦市中央333-1 2階 に事務所を設置する。

### 第5条(実施主体)

事業の実施主体は、早川汽船株式会社とする。

### 第6条(従業員の職種、員数及び職務内容)

1. 管理者 1名  
事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
2. 介護支援専門員 1名  
(イ)第2条の運営方針に基づく業務にあたる。  
(ロ)利用者44名又はその端数を増やすごとに1名を標準とする。
3. 職員の資質向上のための採用時及び定期研修を確保する。
4. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

### 第7条(営業日及び営業時間)

1. この事業は、毎週月曜日から金曜日迄とし、12月30日から1月3日までの年末年始及び事業所が定める休日を特別休暇とする。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分迄とする。

### 第8条(居宅介護支援の提供方法)

1. 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
2. 指定居宅介護支援事業の提供を求められたときには利用者の被保険証に

より被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定の有効期間を確かめる。

3. 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

4. 要介護認定等の更新は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には行われているよう必要な援助を行う。

5. 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て、総合的、効果的に行い、サービスの提供の手続きを行う。

6. 利用者の相談を受ける場所は、居宅及び当該事業所とする。

7. 事業所は以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

(イ) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を土浦市に通知する。

## 第9条(居宅介護支援の内容)

### 1. 居宅介護サービス計画の作成

#### 【居宅介護サービス計画の担当配置】

(イ) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

#### 【利用者等への情報提供】

(ロ) 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能にするように支援する。

#### 【利用者の実績把握】

(ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

#### 【課題分析票について】

(ニ) 課題分析票(アセスメントシート)は、包括的自立支援プログラム及び居宅サービス計画ガイドラインを使用し、利用者の分析にあたる。

#### 【居宅介護サービス計画の原案作成】

(ホ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望ならびに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

#### 【担当会議】

(ヘ) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を当該事業所において開催

し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

#### 【利用者の同意】

(ト) 介護支援専門員は、利用又はその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

#### 2. サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅を訪問し、居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連携調整、その他便宜の提供を行う。

#### 3. 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護保険専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または、退所しようとするよう介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

#### 第10条(利用料、その他の費用の額)

1. 事業所「こうこう」は、申請支援、居宅介護サービス計画作成費にては利用者、その家族から一切の費用負担は行わない。

2. 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意を得てから実費の支払を利用者から受けることができる。

(イ) 事業所から片道概ね20キロメートル未満 500円

(ロ) 事業所から片道概ね20キロメートル以上 1,000円

#### 第11条(通常の事業の実施地域)

事業所「こうこう」の事業の実施地域については土浦市、つくば市、牛久市、かすみがうら市、石岡市とする。

#### 第12条(法定代理受理サービスに係る報告)

1. 事業所「こうこう」は毎月各市町村に対し、居宅介護サービス計画にておいて位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

2. 事業所「こうこう」は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

#### 第13条(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

#### 第14条(秘密保持)

ケアプランセンター「こうこう」の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

第15条(その他の運営に関する重要事項)

1. 事業所「こうこう」の会計は他の会計と区別し、毎年2月1日から翌年の1月31日の会計期間とする。
2. 事業所「こうこう」の運営規定の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に提示する。
3. 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 事業所「こうこう」は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5か年間保存する。

附 則 この規程は令和3年4月1日より施行す